

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

豊丘村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 下段地域

(1) 現況

本地域は、恵まれた農業生産条件を活用した水田農業が中心である。また、工業団地や商業施設、公共サービス機能等が集積しており、宅地・工業地等の土地利用需要が増加している。その中で、良好な自然環境や地域の景観に配慮しつつ、周囲と調和した農地の保全管理が課題とされている。

今後、農業者の高齢化等に伴い農業用施設等の保全管理を地域共同で行う取組、農村環境の保全のため環境にやさしい農業の推進等が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中段地域

(1) 現況

本地域は、河岸段丘上にあり、水田、果樹、畑が混在する農業集落や、畜産が行われている。既存集落を維持するための土地利用を図りつつ、農業生産の基盤となる優良農地の保全を継続していくことが課題となっている。

今後、農業者の高齢化等に伴い農業用施設等の保全管理を地域共同で行う取組、急傾斜地では生産条件の格差を補正する取組、農村環境の保全のため環境にやさしい農業の推進等が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 上段地域

(1) 現況

本地域は、果樹栽培を中心とした農業団地や、水田からなる農業的土地利用が主体

であり、集団的に優良農地が確保されている。農業従事者の高齢化と後継者不足により遊休荒廃農地が増加しており、この状況を打破するため農地の流動化の促進とともに、6次産業化などをはじめとした多様な主体、手法による積極的な活用を推進し、農地の保全を図ることが課題となっている。

今後、農業用施設等の保全管理を地域共同で行う取組、急傾斜地では生産条件の格差を補正する取組、農村環境の保全のため環境にやさしい農業の推進等が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 山間地域

(1) 現況

本地域は、小集落が点在する里山集落であり、棚田等による稲作経営や、農地造成による、りんご、柿等の果樹栽培が盛んである。また、地域住民の運営による松茸観光、りんごの木オーナー制度など特色ある地域振興が行われている。一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、有害鳥獣による遊休荒廃農地の増加が懸念されている。

今後、農業者の高齢化等に伴い農業用施設等の保全管理を地域共同で行う取組、急傾斜地では生産条件の格差を補正する取組、農村環境の保全のため環境にやさしい農業の推進等が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

	河野区（滝川、中平） 堀越区（切山沢、東、南平） 田村区（横山、山田） ② 林原木門地区（柿平、木門） 佐原地区（柳久保） 伴野区（柏原、大池原） 福島区（本村前田）	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	促進計画の区域全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域(旧市町村) 豊丘村全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 村長が特に必要と認めるもの

緩傾斜農用地(田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の傾斜地)

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

1) 土地改良通年施工等の取扱い等

ア 土地改良通年施工等の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施工は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施工の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の 8 月 31 日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされていること。

b 当該年度内に事業が終了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置付けられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

b 客土事業

c その他の土地改良事業のうち a 又は b に該当する工種

2)体制整備単価A要件のうち「農業生産条件の強化」で行う自己施工の工種は下記のとおりとする。

ア ほ場整備

イ 水路工

ウ 道路工